

1. 議事日程

(平成18年第4回安芸高田市議会12月定例会第13日目)

平成18年12月20日
午後2時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第109号 広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について
- 日程第3 議案第110号 安芸高田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 日程第4 議案第111号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第5 議案第112号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第6 議案第113号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第118号 土地改良事業計画の変更について
【法恩地井才田地区】
- 日程第8 議案第119号 字の区域の変更について
【法恩地井才田地区井才田工区】
- 日程第9 議案第120号 字の区域の変更について
【長瀬川地区篠原工区】
- 日程第10 議案第121号 字の区域の変更について
【長瀬川地区下川根工区】
- 日程第11 議案第122号 安芸高田市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第123号 安芸高田市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第124号 安芸高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第134号 安芸高田市八千代地域振興施設フォルテ設置及び管理条例
- 日程第15 議案第135号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について
【安芸高田市八千代地域振興施設フォルテ】

- 日程第16 議案第114号 広島県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第17 議案第115号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第116号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第117号 芸北広域環境施設組合理約の変更について
- 日程第20 議案第136号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について
【安芸高田市八千代文化施設フォルテ】
- 日程第21 請願第3号 障害者が安心して地域で暮らすための施策の充実を求める
請願について
- 日程第22 議案第137号 平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第23 発議第7号 障害者自立支援法の改善を求める意見書について
- 日程第24 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
6番	川角一郎	7番	塚本近
8番	赤川三郎	9番	松村ユキミ
10番	熊高昌三	11番	藤井昌之
12番	青原敏治	13番	金行哲昭
14番	杉原洋	15番	入本和男
16番	山本三郎	17番	今村義照
18番	玉川祐光	19番	岡田正信
20番	亀岡等	21番	渡辺義則
22番	松浦利貞		

3. 欠席議員は次のとおりである

5番 小野剛世

4. 会議録署名議員

13番 金行哲昭 14番 杉原洋

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	児玉更太郎	副市長	増元正信
副市長	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	杉山俊之
福祉保健部長兼 福祉事務所長	廣政克行	産業振興部長	清水盤
建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	沖野清治	消防長	竹川信明
八千代支所長	平下和夫	美土里支所長	立川堯彦
高宮支所長	猪掛智則	甲田支所長	穴戸邦夫
向原支所長	益田博志	総務課長	高杉和義
財政課長	垣野内壯		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	国岡浩祐	書記	倉田英治



午後2時00分 開会

- 松浦議長 時間が参りました。
ただいまの出席議員は21名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第79条の規定により議長において、13番、金行哲昭君及び14番、杉原洋君を指名いたします。
続いて、本日の会議の運営について、先ほど議会運営委員会を開き、ご協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長杉原洋君の報告を求めます。

- 杉原委員長 失礼をいたします。
先ほど、全員協終了後に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議をいたしましたので報告いたします。
昨日、文教厚生常任委員会で審査をされました障害者自立支援法の改善を求める意見書が、本日、発議上程されます。

以上、報告を終わります。

- 松浦議長 以上で議会運営委員長の報告を終わります。



日程第2 議案第109号 広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について

日程第3 議案第110号 安芸高田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

日程第4 議案第111号 過疎地域自立促進計画の変更について

日程第5 議案第112号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第6 議案第113号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 松浦議長 日程第2、議案第109号、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についての件から、日程第6、議案第113号、安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例の件まで、5件を一括して議題といたします。

本5件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

16番 山本三郎君。

- 山本委員長 平成18年12月8日付で、総務企画常任委員会に付託されました

議案について、審査の結果を報告いたします。

付託されました議案第109号、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についての件から、議案第113号、安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例の件までの5議案について、去る12月14日に本常任委員会を開催し、市長及び副市長並びに関係部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。審査の中で、提出された議案に対する主な質疑や意見は次のとおりでありました。

まず、議案第109号については、以前本市に設立されていた広域連合と性質が異なる点や、今すぐ条例改正をする必要性についての質疑がありました。執行部からは、広島県においては既に11月に広域連合設置運営最終原案が確定され、準備委員会等の設立をされており、本市も連合に加入するため、県知事の認可等の手続きや今の段階から体制を整えておく必要があるため、早期に準備段階から進めたいとの答弁がありました。

次に、議案第110号については、住民に関するメリットや経済効果としてどれだけ削減できるかについての質疑と、削減目標の具体的な数値を示されるべきではないかといった意見がありました。執行部から、経済効果は相手方があることなので予想しづらいが、長期割引等の適用で5%～10%の削減を見込むと同時に、通常の事務の簡素化を図ることを目標としているとの答弁がありました。

続いて、議案第111号については、経営近代化施設の整備事業においての他に該当する事務や、市独自のメニューを出し広げていける可能性はあるのかといった質疑がありました。必要性や効果について十分に吟味し、さらに必要に応じて計画は変更されてくると答弁がありました。

続いて、議案第112号については、地元への説明の状況と、住民からの理解は得られているのかとの質疑があり、地元で協議をしながらできた計画で、平成15年から事業が始められており、了解は得られているとの答弁がありました。

最後に、議案第113号については、今後想定される組織整理と運営していくうえでのメリットについて質疑がありました。基幹集会所で指定管理者制度になっていないものについては、地区集会所と併せて総務部と管理のあり方について検討をしているが、現在の段階では基幹集会所は、すべて指定管理に移行したいと考えている。運営上のメリットは地元負担があるが、自分たちの都合の中で使用料の設定ができると同時に、利用者から利用料の徴収が可能になるので、地域振興会のやり方によっては相当の自由が与えられることになるとの答弁をいただきました。

質疑の後、討論・採決を行った結果、付託された議案については、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部におかれましては、本総務企画常任委員会で指摘された点を真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において十分反映されますよう望み報告といたします。

○松浦議長

これをもって委員長報告を終わります。

なお、本件に関して委員長報告に対する質疑を省略したいと思いません。

ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

まず、本5件に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

〔反対討論なし〕

○松浦議長

次に、本5件に対する賛成討論の発言を許します。

○明木議員

議長。

○松浦議長

1番 明木一悦君。

○明木議員

議案第110号、安芸高田市長期継続契約を締結することができる契約を定めることができる条例について賛成討論を行います。

議案第110号、長期契約を結ぶことができるこの条例の提案に対して条例が持つ懸念点につきましては、総務企画常任委員長の報告にありましたように、委員会により質疑を行いました。そこで、執行部運営の体質的なものか、もしくは執行部提案はすべて議会に提出されれば議決をされているというふうに考えられているのか、この議案に対しても将来的な財政に対する数値的な効果や、市内の商工業における経済効果等の調査、研究がまだまだ不十分であり、行政評価的には具体性に欠ける提案ではありました。しかしながら、本来は慣行上行われてきた長期継続契約が単年度主義による行政手続きに対して不合理性があつた。しかし、この条例提案により正当化される点も評価されます。また、現在市の厳しい財政状況を考えますと早急なる財政健全化が必要であり、執行部等の共同において、この条例の健全なる運営意識が確認でき、行財政改革の推進を行い、この条例がコスト削減に効果的に働くことが考えられますので、私は賛成するものです。

以上です。

○松浦議長

ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第109号、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についての件から、議案第113号、安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例の

件まで5件を一括して採決いたします。

本5件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本5件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本5件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第118号 土地改良事業計画の変更について

【法恩地井才田地区】

日程第8 議案第119号 字の区域の変更について【法恩地

井才田地区井才田工区】

日程第9 議案第120号 字の区域の変更について【長瀬川

地区篠原工区】

日程第10 議案第121号 字の区域の変更について【長瀬

川地区下川根工区】

日程第11 議案第122号 安芸高田市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第123号 安芸高田市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第124号 安芸高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第134号 安芸高田市八千代地域振興施設フォルテ設置及び管理条例

日程第15 議案第135号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について【安芸高田市八千代地域振興施設フォルテ】

○松浦議長

続いて、日程第7、議案第118号、土地改良事業計画の変更について（法恩地井才田地区）の件から、日程第15、議案第135号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について（安芸高田市八千代地域振興施設フォルテ）の件まで9件を一括して議題といたします。

本9件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

6番 川角一郎君。

○川角委員長

議長。

○松浦議長

はい。

○川角委員長

平成18年12月8日及び同12月18日開催の本会議で本産業建設常任委員会に付託されました議案審査の結果を次のとおり報告をいたします。

付託されました議案9件につき、12月18日に本常任委員会を開

催いたし、市長・副市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査を通じて出された主な質疑や意見について述べてみますと、まず、産業振興部所管の議案第118号から議案第121号の4件につきましては、事業完了が間近な、ほ場整備に関わる案件でしたが、事業完了後の地域営農計画は整備事業着手と同時に営農計画の協議、あるいは指導に取り組むべきではないかということが質疑がありました。執行部からは、今後については、今年度から配置している農業技術指導員を中心にJAとも連携して推進していくとの答弁がありました。

次に、建設部所管の議案第122号から、議案第124号の3議案の審査におきましては、これまで課題でありました徴収不能となった水道使用料の未収金をいたずらに累積することなく、時効とみなされる債権の放棄を可能とするための条例の一部改正の案件でしたが、悪質滞納に利用されることはないか、との質疑もございました。執行部からは慎重に運用していく、との答弁がありました。

次に、追加上程されました議案第134号及び議案第135号の2議案の審査につきましては、八千代町フォルテにかかる事業継承のための案件でしたが、施設の耐用年数等必要な調査を行い、関係部局が連携をしてしっかりした事業展望を持つべきだ、との意見もあつたわけです。執行部からは、関係する部や支所で連携して協議検討していくとの答弁がありました。

審議を尽くし、討論・採決を行いました結果、付託を受けました9件の議案につきましては、すべて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、執行部におかれましては、本産業建設常任委員会で指摘された点につき真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において、十分反映されますよう要望いたしまして報告といたします。

○松浦議長

これをもって委員長報告を終わります。

なお、本9件に関しては委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、本9件の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

まず、本9件に対する反対討論の発言を許します。

ありませんか。

〔反対討論なし〕

○松浦議長

反対討論なしと認めます。

次に、本9件に対する賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○松 浦 議 長

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第118号、土地改良事業計画の変更について（法恩地井才田地区）の件から、議案第135号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について（安芸高田市八千代地域振興施設フォルテ）の件まで9件を一括して起立により採決いたします。

本9件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本9件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本9件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第114号 広島県後期高齢者医療広域連合の設立について

日程第17 議案第115号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

日程第18 議案第116号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第19 議案第117号 芸北広域環境施設組合規約の変更について

日程第20 議案第136号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について【安芸高田市八千代文化施設フォルテ】

日程第21 請願第3号 障害者が安心して地域で暮らすための施策の充実を求める請願について

○松 浦 議 長

続いて日程第16、議案第114号、広島県後期高齢者医療広域連合の設立についての件から、日程第21号、請願第3号、障害者が安心して地域で暮らすための施策の充実を求める請願についての件まで、計6件を一括して議題といたします。

本6件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

20番 亀岡等君。

○亀岡委員長

議長。

○松 浦 議 長

はい。

○亀岡委員長

文教厚生常任委員会の報告を申し上げます。

平成18年12月8日及び同12月18日の本委員会に付託されました議案及び請願の審査の結果を、会議規則第101条の規定により次のとおり報告いたします。

付託されました議案5件並びに請願1件について、12月19日に

文教厚生常任委員会を開催し、市長、副市長、教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め慎重に審査を重ねました。

審査の結果につきましては、付託されました議案第114号から議案第117号及び議案第136号について採決し、すべて原案可決とし、請願書については採択といたしました。議案並びに請願の審査において、出された質疑・意見の主なものは次のとおりであります。

まず、議案第114号については、広域連合設立によるメリット、事務への影響、職員のかかわりについて、市の財政負担について質疑があり、国では当初各市町での運営を考えられていたが、財政負担を考慮され広域化での取り組みになったとの答弁がありました。

次に議案第115号については、本市における対象者の層の割合と、定率減税廃止による低所得者への影響について質疑がありました。課税標準額で年収200万円以下が10,524人で76%、700万未満が3,156人で23%、700万以上が147人で1%となっており、18年度における定率減税の対象者は、13,736人であったので、本年度ベースで試算すると5,500万円くらい増税になると思われるとの答弁がありました。

次に議案第116号については、市民税が増税されることによる国保税への影響についての質疑がありましたが、影響はないとの答弁がありました。

次に議案第136号については、これまでの管理運営と今後の管理運営について質疑があり、地域の拠点施設として位置づけ社会教育施設として活用してきたが、今後は指定管理者と積極的に連携を図り、さらに有効活用をしていきたいとの答弁がありました。

最後に請願書については、7名の紹介議員があり松村委員から請願の主旨及び提出に至った理由などについて説明を受け、全国市町村議会でも7割を越える団体の要望書が提出されおり、本市においても近隣他市と格差のない対応を講じていただくことをぜひとも進めたいとのことでありました。請願にかかる質疑、討論、少数意見等はなく、執行機関に対して処理の経過と結果の報告を請求することと決しました。

執行部におかれましては、本文教厚生常任委員会で指摘された点を真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において十分反映されますよう望み報告を終わります。

○松浦議長

これをもって委員長報告を終わります。

なお、本6件に関しては委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

〔異議あり〕

○松浦議長

異議ありとの声がありましたので、審査の経過と結果に対する質疑のみ受け付けることにいたします。

ただいまの委員長報告に対し、質疑を求めます。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

ただいまの委員長報告の中で、特に請願第3号について委員長に少しお伺いしたいと思います。

この請願については、障害者自立支援法にかかわるいろんな課題があるということで、全国的にも大きな課題になっておるといような状況も、委員会の中で松村委員からあったといような報告もありました。そういった中で、9項目にわたるそれぞれ請願内容がありますけども、こういった中身をすべて充実していくということになりますと、3千万か4千万くらいの費用が要るのではないかなというふうな感覚を持っていますが、委員会においてはこの9項目の中身をしっかりと執行部に伝えていくといった中身がありますが、特に9項目目に執行部に団体の懇談会ですか、そういったものを求めるというのもありますし、最後には議会の方にも意見の交換の場を設定してほしいといようなこともございます。そういった観点から、我々議会もこのことを受けた以上、きちりとその役目を果たす、そういったことが必要だろうと思います。その点について委員会並びに委員長はどのように受け止めておられるのか、1点お伺いしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

文教厚生常任委員長 亀岡等君。

○亀岡委員長

議長。

○松浦議長

はい。

○亀岡委員長

それでは、熊高議員のご質疑に答弁をさせていただきます。

本請願書につきましては、ご承知のように今日障害者の方を取り巻く情勢から考えましたときに妥当のことであり、当然のことであると受け止めまして、審査を行いました。そうしたことで常任委員会は全会一致、これを委員会としての採択を行ったところでございます。ただいま報告をさせていただきましたように、議員もご承知をいただいたわけですが、そうしたところから本件は請願者のご期待に沿うべく常任委員会もご指摘もございましたような、意見の交換会とか、そういった可能な限りそういう努力を重ねまして、請願者のご期待に沿うべく、働いていくことが私どもの立場での使命でないかと、このように考えておるところでございます。

議員のご質疑も、ぜひこの請願事項が実現するよというご意志が伺えるわけですが、その点で共感を得ておるところでございます。ぜひとも本議会で採択をいただきますようお願いをいたしまして、答弁にかえさせていただきます。

以上です。

○松浦議長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本6件に対する反対討論の発言を許します。

- 岡田議員
- 松浦議長
- 岡田議員

議長。

19番 岡田正信君。

19番、岡田正信です。私は114号、広島県後期高齢者医療広域連合の設立についての議題について反対するものでございます。

これはご承知のとおり、今年の6月に国に決められた法律でございますが、医療改悪の中で、中の一つでありまして、一つは75歳以上を今の国保、あるいは組合の保健、社会保険の加入者、あらゆるその保険の現在あるところから75歳を切り離すということが一つであります。今現在では75歳の方は滞納されても、この保険証取り上げるということはないんですが、今度つくられる高齢者医療制度、75歳の分は国保保険証も取り上げると、こういう状況の中身になっております。介護保険でもご承知のとおり、年金から現在引かれている方と、そうじゃない方があるわけですが、この場合も75歳の方は徴収においては年金から引き去ると、これが約80%ぐらいに当たるんですが、残る20%というのはやはり自主的に納付するか、いう形になるんですが、範囲が広がりますから、やっぱり滞納が増える懸念もあります。そのうえ、規約でもありましたように各町で議員の中からは1人という定数もあります。面倒みきれんような状況が起きる可能性もあるわけです。それは国の方向でいろいろ予算づけでされておりますが、あくまでこの予想の予算づけでございまして、確たるものはまだ決まってないわけでございます。そういう意味からして、本来の年寄りを本当にやさしく福祉国家、どこやらも書いておりますが、美しい日本をつくりたいとか、つくりたいことがある日本というキャッチフレーズがありますけども、それとは全く離れたようなことをやろうとするのを、高齢者、75歳を別扱いするという点から見ても、私は反対するものでございます。

もう一つ、広域連合というのは自治法を適応しておりますけども、本来は各自治体が加入するかどうかは自治体同士がよく話し合っ決めてというのが広域連合の性格であります。今回の場合は上から全くたがをはめられるという、この点から考えましても本来の自治法から全くかけ離れているという点から反対するものでございます。

以上です。

- 松浦議長
- 熊高議員

次に、本6件に対する賛成討論の発言を許します。

10番 熊高昌三君。

私は請願第3号に対しての賛成討論を行いたいと思います。

先ほど質疑をしました件に関して、委員長の方の報告からこういった請願の中身を今後、しっかりとらまえていく、そういったことも感じられ、新年度予算に向けての委員会の調査、そういったものを積極的にやられるというような感じも受けましたので、ぜひともそういっ

た方向でその請願が生かされるというような感じを受けましたので、賛成をさせていただくという立場で討論をさせていただきます。

以上です。

○松 浦 議 長 ほかに討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、反対討論のありました議案第114号、広島県後期高齢者医療広域連合の設立についての件から採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第115号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例の件から、請願第3号、障害者が安心して地域で暮らすための施策の充実を求める請願についての件まで5件を一括して採決いたします。

本5件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本5件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。

よって、本5件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第137号 平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）

○松 浦 議 長 日程第22、議案第137号、平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長 議長。

○松 浦 議 長 はい。

○児 玉 市 長 本日、第4回定例会第20日目に追加提案させていただきます案件は、八千代町フォルテの業務委託料に係る補正予算議案1件でございます。

どうぞ、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

引き続き、議案第137号、平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）についての提案理由の説明を申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、82万9千円を追加し、予算の総額を230億1,781万7千円とするものでござい

ます。

歳入につきましては、基金繰入金で82万9千円を、歳出につきましては、商工費で82万9千円をそれぞれ追加するものでございます。以上よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

それでは、議案第137号につきましての要点のご説明を申し上げます。

このたびの追加補正につきましては、さきにご議決いただきました、八千代地域振興施設フォルテ設置及び管理条例、並びに同施設の指定管理に伴います、施設の管理経費の補正をいたすものでございます。

まず、予算書の6ページをお願いいたします。歳入でございますが18款の繰入金は、経費の財源として、財政調整基金を82万9千円、計上いたすものでございます。

続きまして歳出でございますが、7ページをお願いいたします。7款の商工費、1項の商工費、2目の商工業振興費、82万9千円の増額につきましては、地域振興施設フォルテの指定管理委託経費2カ月分の計上をいたすものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○松浦議長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○入本議員

議長。

○松浦議長

15番 入本和男君。

○入本議員

これに対する委託料は何名分の委託料ですか。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

このたび補正をしております、82万9千円の内容でございますが、これは先ほどご質問がございました人件費を含みます事業費、役務費関係のものを総額いたしまして、このたび2月、3月分の2カ月分として82万9千円を補正を計上をしておるものでございます。

以上でございます。

○松浦議長

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

申しわけございません。職員1名の人件費、並びに清掃アルバイトの賃金1名を含むものでございます。

以上でございます。

○松浦議長

15番 入本和男君。

○入本議員

2名に対する内訳をお願いいたします。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

職員分の人件費でございますが、28万7,800円に1万3千円、それから6千円の2名と、それから5千円の1名を足したもので、月が31万7,800円の給料となります。これを文化施設のフォルテの方と2分の1ずつ負担をするということで、半分を商業関係のフォルテの方に計上をさせていただいております。

また、清掃アルバイトの方も同じく700円掛けるの2.5時間の計算で10日分を計上をさせていただいて、1万7,500円の計算で、月が2カ月分として、その2分の1をそれぞれ教育関係のフォルテと商業関係のフォルテ分とそれぞれ負担をして、今回計上をさせていただいております。

○松浦議長

15番 入本和男君。

○入本議員

このたびの分は2カ月分の委託料ということで載っとるわけですが、審議の中で委託料が今度は新年度には職員になるようにも、ちょっと伺ったんですが、これは方向性とすればまだ出てないんですか。本来なら新職員は採用しないというふうな形になっと思ったと思うんですが、職員扱いになるのか、委託者になるのか、そこらが私も、市の物件になるということは当然市の職員になるかと思うんですが、その方向性がもし現在でわかっておれば、その方向性を、理由を職員にしなきゃいけない、職員が余っとる中で、職員を雇用しなくてもいいんじゃないかというふうに思うわけですが、もしその職員を雇用するとすれば、等級の何号のどのあたりに当たるのか、その説明をお願いします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増本副市長

産業建設常任委員会の中でもご審議をいただいておりますけれども、今後の運営をどうしていくのかということでございまして、指定管理で八千代町開発公社の指定を受けさせていただくと、そのような方向で提案をさせていただいておりますけれども、公社として、今後2階の文化拠点施設、そして新たに今回1階の商業振興施設ということで、これを一括して八千代町開発公社が指定管理で受託をするわけでございます。その職員体制につきましては、八千代町開発公社の職員として、これまでフォルテの職員としておりました人材を引き継ぎ、公社の方で採用をさせていただきたいと現在思っております。ということで、市の職員として採用をすることではありません。公社の職員として、継承をしていきたいと思っております。公社の給与規程に基づきまして格付につきましては、理事会等でも諮りながら決定をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

答弁漏れはありませんか。

○松浦議長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松 浦 議 長 質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。  
本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長 異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
お諮りいたします。  
これより議案第137号、平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 発議第7号 障害者自立支援法の改善を求める意見書について

○松 浦 議 長 日程第23、発議第7号、障害者自立支援法の改善を求める意見書
についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番 秋田雅朝君。

○秋 田 議 員 議長。

○松 浦 議 長 はい。

○秋 田 議 員 発議第7号、障害者自立支援法の改善を求める意見書について提案
理由の説明を行います。

障害者が地域で自立した生活を営むことは、国・県・市においても
一致した目標であります。にもかかわらず、今年4月から施行されま
した障害者自立支援法は、1割負担による低所得者の福祉サービスの
利用控え等、さまざまな問題が生じていることが明らかになりました。
このような状況に対し、自治体単独で負担増による影響を、全面的に
解消することは困難です。

このままでは、障害者自立支援法が目的として掲げている障害者が
安心して暮らすことのできる地域社会を実現することが不可能になり
かねません。このような観点から、障害者自立支援法の改善を求め
るため、意見書を提出するものです。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理
由の説明といたします。

○松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。
ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長 ご異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。
これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○松 浦 議 長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○松 浦 議 長 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
お諮りいたします。
これより発議第7号、障害者自立支援法の改善を求める意見書につ
いての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第24 閉会中の継続調査の件について

○松 浦 議 長 日程第24、閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。  
議会運営委員長及び各常任委員長から、審査中の案件及び所管事務  
調査について、閉会中の継続審査の申し出がありました。  
これを承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議会運営委員長及び各常任委員長からの閉会中の継続調査  
の申し出については、これを承認することに決しました。  
以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終  
了いたしました。

これにて平成18年第4回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。  
大変ご苦労様でございました。

~~~~~○~~~~~

午後2時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員